

# 議会運営委員会会議録

(平成31年2月26日)

栄町議会

# 議 会 運 営 委 員 会

## 議 事 日 程

平成31年2月26日（火曜日）

午後1時30分開会

事 件 （1）平成31年第1回栄町議会定例会の付議事件について

1. 町長提出議案	29件
人事案件	8件
条例の一部改正	5件
財産の譲与	1件
補正予算	6件
当初予算	6件
専決処分の報告	3件

（2）諸般の報告について

1. 現金出納の検査結果報告	3件
2. 陳情	3件
3. 議員派遣報告	1件

（3）一般質問について 通告者8名

（4）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について

（5）予算審査特別委員会の設置及び運営方法について

（6）その他、議会運営に関する事

出席委員（6名）

委員長 大澤 義和 君  
委員 戸田 栄子 君  
委員 大野 徹夫 君

副委員長 松島 一夫 君  
委員 高萩 初枝 君  
委員 橋本 浩 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 大野 博 君

副議長 金島 秀夫 君

説明のため出席した者

総務課長 古川 正彦 君

出席議会事務局

事務局長 野平 薫 君

書記 藤江 直樹 君

◎ 開 会

○委員長（大澤義和君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

---

◎ 開 議

○委員長（大澤義和君） 本日は、平成31年第1回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様及び議長、副議長、また町執行部から古川総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大野議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（大野 博君） 皆さん、こんにちは。全員の参加、ありがとうございます。この定例会は平成最後の定例会となりますので。また、今日は2月の26日、栄町のキャラクター、ドラムの誕生日なんですね。

今日は町長提出議案が29件あります。皆さん、体調には十分、気を付けてこの定例会よろしくをお願いいたします。

以上です。

---

◎ 審 議

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は3月5日、火曜日です。現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が29件、その内訳といたしまして、人事案件8件、条例の一部改正5件、財産の譲与1件、補正予算6件、当初予算6件、専決処分の報告3件です。

なお、一般質問は8名となっております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

初めに、町長提出議案等29件について、古川総務課長より説明をお願いいたします。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） それでは私より、平成31年第1回栄町議会定例会への提出予定議案等につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、町からの提出予定議案等でございますが、ただいま委員長からありましたように、人事案件が8件、条例の一部改正が5件、土地の処分1件、平成30年度補正予算6件、平成31年度当初予算6件及び専決処分の報告が3件で合計29件でございます。

それでは初めに、議案第1号から第8号、栄町農業委員会委員の任命について、所管は農業委員会でございます。内容でございますが、現委員の任期が本年3月31日をもって満了することに伴い、議案第1号から第5号までが現委員の再任5名及び議案第6号から議案第8号が新たな委員3名の計8名を選任するため、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議

会の同意を求めるものでございます。なお、任期といたしましては3年でございます。

続きまして、議案第9号、栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び栄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、所管は総務課でございます。内容でございますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び人事院勧告に基づく人事院規則の改正を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限時間を設定するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第10号、栄町使用料条例の一部を改正する条例について、所管は生涯学習課でございます。内容でございますが、ふれあいプラザさかえふれあいセンターに会議室を新設することに伴い、当該会議室の使用料を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第11号、栄町重度心身障害者（児）の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、所管は福祉・子ども課でございます。内容でございますが、重度心身障害者（児）医療費助成制度において準拠する障害者自立支援医療の支給認定に係る市町村民税所得割額判定基準の改正に伴い、医療費助成制限及び一部負担金の階層区分の判定に係る市町村民税所得割額の算定方法について、同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第12号、ドラムの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、所管は産業課でございます。内容でございますが、ドラムの里指定管理者選定委員会の設置、所掌事務などを条例に規定するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第13号、栄町学校給食センターの管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、所管は学校教育課でございます。内容でございますが、多子世帯の子育てに要する費用の経済的負担の軽減を図るため、栄町立小・中学校に就学している第3子以降の児童・生徒の給食費負担金の無償化の実施に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第14号、土地の処分について、所管は企画政策課でございます。内容でございますが、株式会社新昭和ウィザース東関東に対し、建売分譲住宅用地として、土地を処分するため、町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、当該議案につきましては、現在議案手続中のため、議案書につきましては、金曜日に、たいへん申し訳ありません、こちらも補正予算も今、調整中でございまして、合わせてお配りをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号から議案第20号につきましては、平成30年度における6会計の補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものでございます。所管課は財政課でございます。誠に申し訳ございませんが、補正予算案につきましては現在調製中でございますので、本日ににつきましては概要についてのご説明とさせていただきます。

初めに、議案第15号、平成30年度栄町一般会計補正予算（第5号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1億1,000万円減額する予定で調整をしております。

続きまして、議案第16号、平成30年度栄町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約2,100万円増額する予定で調整をしております

続きまして、議案第17号、平成30年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約900万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、議案第18号、平成30年度栄町介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約2,500万円増額する予定で調整をしております

続きまして、議案第19号、平成30年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約4,200万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、議案第20号、平成30年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございますが、既定の継続費を変更する予定で調整をしております。

続きまして、議案第21号から議案第26号につきましては、平成31年度における6会計の当初予算について、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。所管課は財政課でございます。それでは、各会計別にご説明をさせていただきます。

初めに、議案第21号、平成31年度栄町一般会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億8,860万円とするものでございます。

続きまして、議案第22号、平成31年度栄町国民健康保険特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6,492,000円とするものでございます。

続きまして、議案第23号、平成31年度栄町後期高齢者医療特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億4,876万1,000円とするものでございます。

続きまして、議案第24号、平成31年度栄町介護保険特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,451万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案第25号、平成31年度栄町公共下水道事業特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億6,790万7,000円とするも

のでございます。

続きまして、議案第26号、平成31年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億8,115万3,000円とするものでございます。

続きまして、報告第1号から報告第3号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した件につきまして、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

初めに、報告第1号でございますが、所管は建設課でございます。内容でございますが、平成30年9月5日に発生した町道の一部舗装の損壊により生じた穴の段差により、乗用車の車体下部分に損傷を負わせた損傷事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、平成31年1月4日に専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

続きまして、報告第2号でございますが、所管は消防防災課でございます。内容でございますが、平成30年10月1日、栄町生板鍋子新田乙20番地の71において発生した車両の損傷事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、平成30年12月27日に専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

続きまして、報告第3号でございますが、所管は消防防災課でございます。内容でございますが、第2号同様、平成30年10月1日に発生いたしました、栄町生板鍋子新田乙20番地の71において発生した車両の損傷事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、平成30年12月27日に専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

以上、町からの提出予定議案等につきましての説明とさせていただきます。なお、提案理由及び内容につきましては、議会において各担当課長よりご説明させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。町長提出議案等の説明が終わりましたが、質疑をおうかがいする前におはかりいたします。議案第1号から議案第8号について、人事案件につき、先例により初日の5日、提案理由の説明のあと質疑・討論・採決まで行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） ご異議ないようですので、議案第1号から議案第8号は初日の5日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことに決定いたしました。

それでは、町長提出議案等の説明に対し、何か質疑等あればお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） よろしいですか。

それでは続きまして、議案第21号から議案第26号までの、平成31年度各会計の予算審査につきましては、例年どおり、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたと思います。

ますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議がないようですので、議案第21号から議案第26号までの平成31年度各会計の予算審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し審査することに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会の設置及び運営方法等については、のちほど事務局長より説明をしていただきます。

町長提出議案等については、以上のとおりといたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 諸般の報告でございますが、まず、監査委員から現金出納の検査結果報告といたしまして、平成30年12月期分から平成31年2月期分までの3件について、いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨の報告をお願いいたします。

次に、陳情が3件提出されております。「全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書」及び「奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書」並びに「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」について、以上3件の陳情がございましたので、その写しを配布させていただきます。

次に、議員派遣報告ですが、平成30年11月27日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示してございますので、配布は省略させていただきます。

以上です。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありましたが、諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、一般質問の通告でございますが、お手元に通告書を配布させていただいておりますが、8名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、岡本議員、早川議員、藤村議員、戸田議員、高萩議員、野田議員、松島議員、橋本議員となっております。質問の内容につきましては通告書のとおりでございます。

以上です。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありましたが、一般質問については説明のとおりといたします。



続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは初めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧いただきたいと思います。いつものとおり、現時点では案ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

はじめに、会期といたしましては、3月5日火曜日、10時に招集されまして、翌週15日金曜日までの11日間となります。会議の内容としましては、初日5日は午前10時から町長提出議案等の提案理由の説明となります。なお、先ほど決定いたしました人事案件、農業委員の選任につきましては、採決までお願いしたいと思います。そして、翌日の6日は、予算質疑通告に対して執行部の答弁検討期間ということを考慮しまして、休会とさせていただければと思います。

次に、7日木曜日、8日金曜日につきましては、先ほど決定したとおり、予算審査特別委員会を開催していただきまして、7日は総務それから経済建設常任委員会所管事項、8日は教育民生常任委員会所管事項、それと全体質疑といたします。その後、議案調査のため休会に入りまして、週を明けて一般質問を13日水曜日4名、14日は午前中、栄中学校の卒業式があるため、開議時刻を午後1時30分からとして3名といたしました。そして最終日の15日の金曜日ですが、この日も午前中、町内各小学校の卒業式があるため、本会議の開議時刻を午後1時30分からといたしまして、一般質問1名ののち、議案の質疑、討論、採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じた日程といたしまして第1号から第4号までを作成しております。

まず、初日5日の第1号をご覧いただきたいと思います。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案の提案理由の説明になります。

なお、日程第6、議案第1号から、日程第13、議案第8号、栄町農業委員会委員の任命については、質疑・討論の後、採決まで行っていただければと思います。

また、日程第26の議案第21号から日程第31の議案第26号までの平成31年度予算につきましては、総括質疑を行い、議長発議によりまして予算審査特別委員会を設置していただきまして、ただちに休憩を取って、議員控室において委員会を開催して、委員長、それから副委員長の互選をお願いしたいと思います。

次に、13日と14日の第2号、第3号につきましては一般質問の日程となりまして、先ほど申し上げましたとおり、13日、4名、14日、3名という形で組みました。

そして最終日、16日の第4号ですが、先ほどのとおり午後1時30分からの開議ということで、一般質問1名、町長提出議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、1番、岡本雅道議員、2番、新井茂美議員にお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありました会議録署名議員については、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程は、ただいまの説明のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議ないようですので、会期、議事日程は、説明のとおりに決定いたしました。

続きまして、予算審査特別委員会設置及び運営方法について、事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、お手元の予算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧くださいと思います。全体的には例年どおりの内容となっております。本会議初日、5日に総括質疑の後、議長の発議によって設置していただくこととなります。内容等でございますが、議長を除く13名で構成いたします。審査日程は、7日木曜日に総務常任委員会所管事項と経済建設常任委員会所管事項、8日金曜日に教育民生常任委員会所管事項といたします。

なお、町長、副町長、教育長、総務課長及び財政課長との全体質疑を8日、この教育民生常任委員会所管事項の審査が終わりましたら行いたいというふうに思います。審査の方法につきましては、これも例年どおり、質疑通告制一問一答、回数制限なし、また、通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思います。予算質疑の通告につきましては、この議会運営委員会終了後、事務室のボックス内に配布させていただきますと思います。提出期限につきましては昨年と同様、来週の月曜日、3月4日の午前10時までという形にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。これ、執行部のほうで答弁の作る時間がなくなっちゃうんで。本当は金曜日で切りたいところなんですけど、以前にこれ、金曜日だったやつを月曜日まで延ばした経緯がありますので。この辺はもし皆さんで、いやそんなにいらんよと言うのであれば。では、そのような形でよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありました予算審査特別委員会設置及び運営方法は、説明のとおりにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議ないようですので、予算審査特別委員会の設置及び運営方法は、説明のとおり決定いたしました。

続きまして、その他ですが、初めに事務局長から何かありますか。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、その他ということをごさいます、今回、1点。このあと全員協議会を開催いたしますが、執行部より9件の議事が出ております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（大澤義和君） 委員各位、何かございますか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 事務局におたずねしますけども、現状、携帯のメールで連絡取れていない議員というのは存在しますか。

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 一応、携帯とパソコンのほうのメールと併用されている議員もいらっしゃると思いますので。要するにパソコンのメールに入れると携帯にも一緒に入るようになってるので、それを入れると全ての議員のかたに届くようになっております。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） いつも思うんですけど、一般質問通告というのが棚に入っていて、通告用紙と鑑と。それで今、ほとんどの議員と言っていいのかどうか、私なんかはその様式をメールで提出しているんですけども、あの用紙、必要ないし、一般質問通告はこの日までにというような鑑も必要ない。むしろ携帯でこの日が締切ですよと流せば、あの用紙が必要な人にだけ差し上げれば紙の無駄も省けるんじゃないかと思うんですが、いかがでございましょうか。いつも私、捨てるんです、パッと見てサッと。希望者だけに差し上げると。これちょっと皆さんにご相談してください。

○委員長（大澤義和君） どうですか、ほかの委員各位は。皆さんはどうですか。高萩委員。

○委員（高萩初枝君） 必要な人だけには紙でいいんじゃないでしょうか。

○委員長（大澤義和君） どうしましょう、これは。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） ほとんど使ってないと思うですよ。それで欲しい人だけ出せばそれで済む話だと思います。紙と手間の無駄も省ける。

○委員長（大澤義和君） それでは事務局のほうに一任して希望を取ってもらって、私は要らないといえば要らないし、私はどうしても入れてくれと言え。そういうような対応でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） わかりました。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） では、鑑も告知板に全体を掲載すればいいということによろしいですか。

〔「1枚貼っておけばいい。」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） 野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） では、その各議員にメール、毎回、一般質問の質疑通告お願いしますと流すんですけども、そのときに用紙が必要な場合は事務局のほうに申し出てくださいということで、返事いただいたかたのみボックスに投函させていただくということでやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大澤義和君） ほかに何かございませんか。

[「なし」という声あり]

---

## ◎ 閉 会

○委員長（大澤義和君） それではないので、これで議会運営委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後1時58分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成31年3月15日

議会運営委員会委員長 大澤 義和